



尾張旭市立保育園

一時保育のご利用についてのご案内



一時保育について

●実施基準

ご利用いただけるのは、次のいずれかの状況により保護者等が誰もその児童を保育できない場合です。

実施基準	実施期間
① 死亡、失そう、傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない事由の場合	連続する2週間以内
② 1週間につき3日を限度として、労働、就業訓練、就学等により断続的に家庭で保育が困難な場合	1週間につき3日以内 (曜日指定)

※ 実施期間中であっても、1か月以上連続して利用がないなど、実施基準に該当しなくなった場合は保育の実施を解除します。

※ 幼稚園との併用は原則受け入れておりません。

●実施保育園

西山保育園・あたご保育園・茅ヶ池保育園・はんのき保育園

●年齢制限

保育園名	年齢制限
西山保育園及びあたご保育園	令和8年4月1日現在で満1歳児以上の児童
茅ヶ池保育園	利用日時点で満1歳児以上の児童
はんのき保育園	利用日時点で生後2か月以上の児童

●保育時間

区分	平日	土曜日
通常保育	8:00から16:00まで	8:00から12:00まで
長時間保育	7:30から18:00まで	7:30から14:00まで

※ 長時間保育は、通常保育時間以外にも保育が認められる児童のみ利用できます。

●更新(実施基準②の場合のみ)

一時保育の実施承諾期間については、最長6か月です。ただし、次の場合は更新時期が10月1日または翌年1月1日となります。

実施時期	更新時期
4月1日から6月30日まで	10月1日更新 (9月中に再度申込手続きを行うことになります。)
7月1日から9月30日まで	翌年1月1日更新 (12月中に再度申込手続きを行うことになります。)
10月1日以降	翌年3月31日までの承諾期間となります。

一時保育料について

●一時保育料(1日あたり)

年齢区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
金額	2,100円	1,000円	840円

※ 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は、無料になります。

※ 弟兄姉妹が同時に一時保育を利用している場合は、2人目以降は半額になります。

※ 弟兄姉妹が保育所、幼稚園等を利用している場合は、半額になります。

※ 3歳以上児の一時保育は、通常保育のクラス定員に空きがある場合のみ利用できます。

●支払方法

西山保育園、あたご保育園をご利用の方は、利用月の翌月に口座から引き落とされますので、事前に口座振替の手続きをしてください。茅ヶ池保育園、はんのき保育園をご利用の方は、保育園にて納付をお願いいたします。

利用手続について

●一時保育申込受付期間

利用日の2か月前の初日から申込み可（4月、5月利用開始分は別途申込日有り）

●一時保育申込に必要な書類

申込書のほかに保育ができないことを証明する書類などが必要となります。

書類名	備考
一時保育実施申込書	
就労証明書 ※自営業・就労予定は添付書類が必要	就労の要件により申込の場合（父・母）
障害者手帳、医師の診断書等の写し	病気等、病人等の介護の要件により申込の場合
母子手帳の写し	出産の要件により申込の場合
戸籍謄本、母子・父子家庭医療費受給者証等の写し	ひとり親世帯の方
課税資料	転入等、本市で課税状況が確認できない場合

※自営業経営者は、直近の確定申告書(第一表・第二表)・青色申告承認申請書・開業届のうちいずれか1つの写し

自営業補助者は、事業主の直近の確定申告書(第二表・収支内訳書)・青色申告決算書・青色事業専従者給与に関する届出書のうちいずれか1つの写し

※就労予定の方は、その旨の申告書

●面接

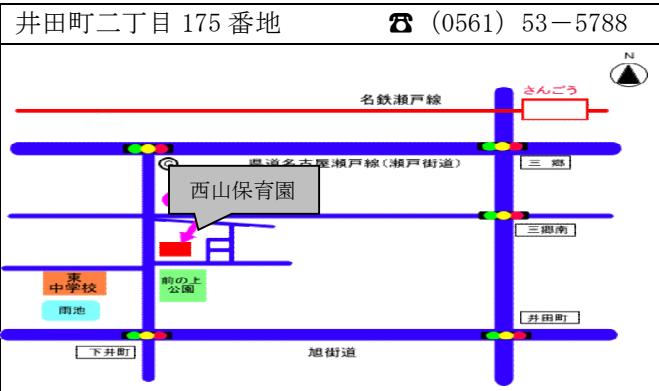
申込後、申込された保育園において、児童の健康状態や日常生活の様子等についてお伺いします。保育課からお渡しする児童個別調査票を事前に記入の上、保護者がお子さんを連れて園までお越しください。面接時に一時保育利用時の持ち物等についての説明も行います。

●承諾・不承諾

申込内容や面接結果に基づき、一時保育実施承諾通知書・特別保育実施不承諾通知書をお送りします。

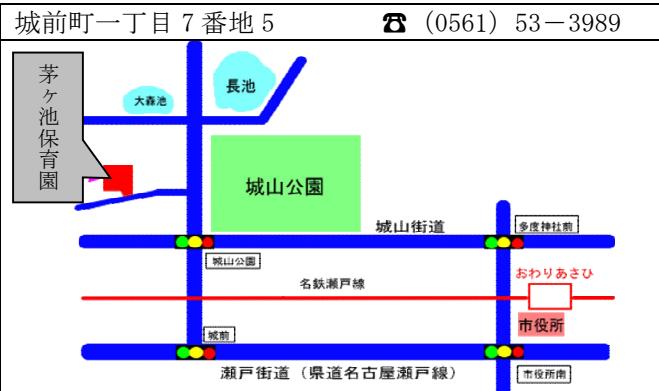
保育園の場所

<西山保育園>



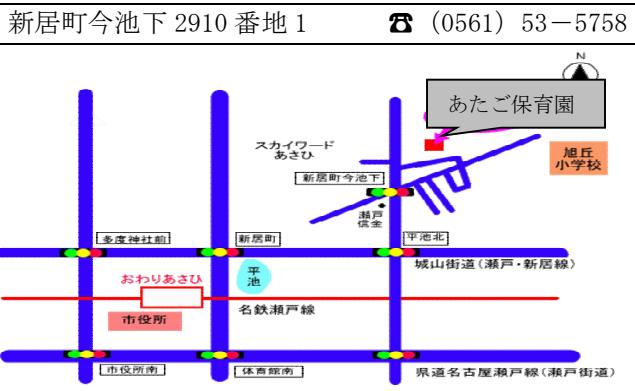
<茅ヶ池保育園>

(株式会社日本保育サービスが運営する公設民営保育園です)



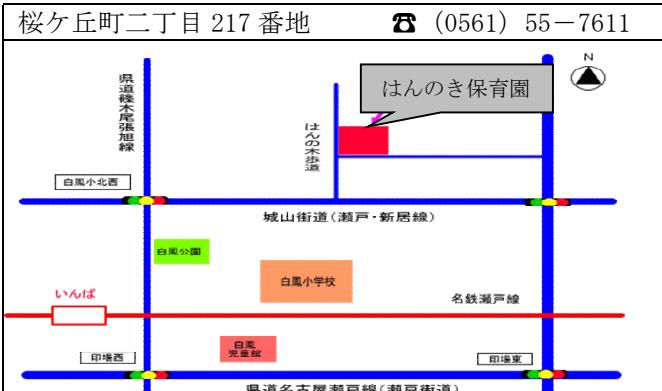
問い合わせ先 尾張旭市役所 保育課 庶務係

<あたご保育園>



<はんのき保育園>

(社会福祉法オールフェアリーが運営する公設民営保育園です)



☎直通 (0561) 76-8147